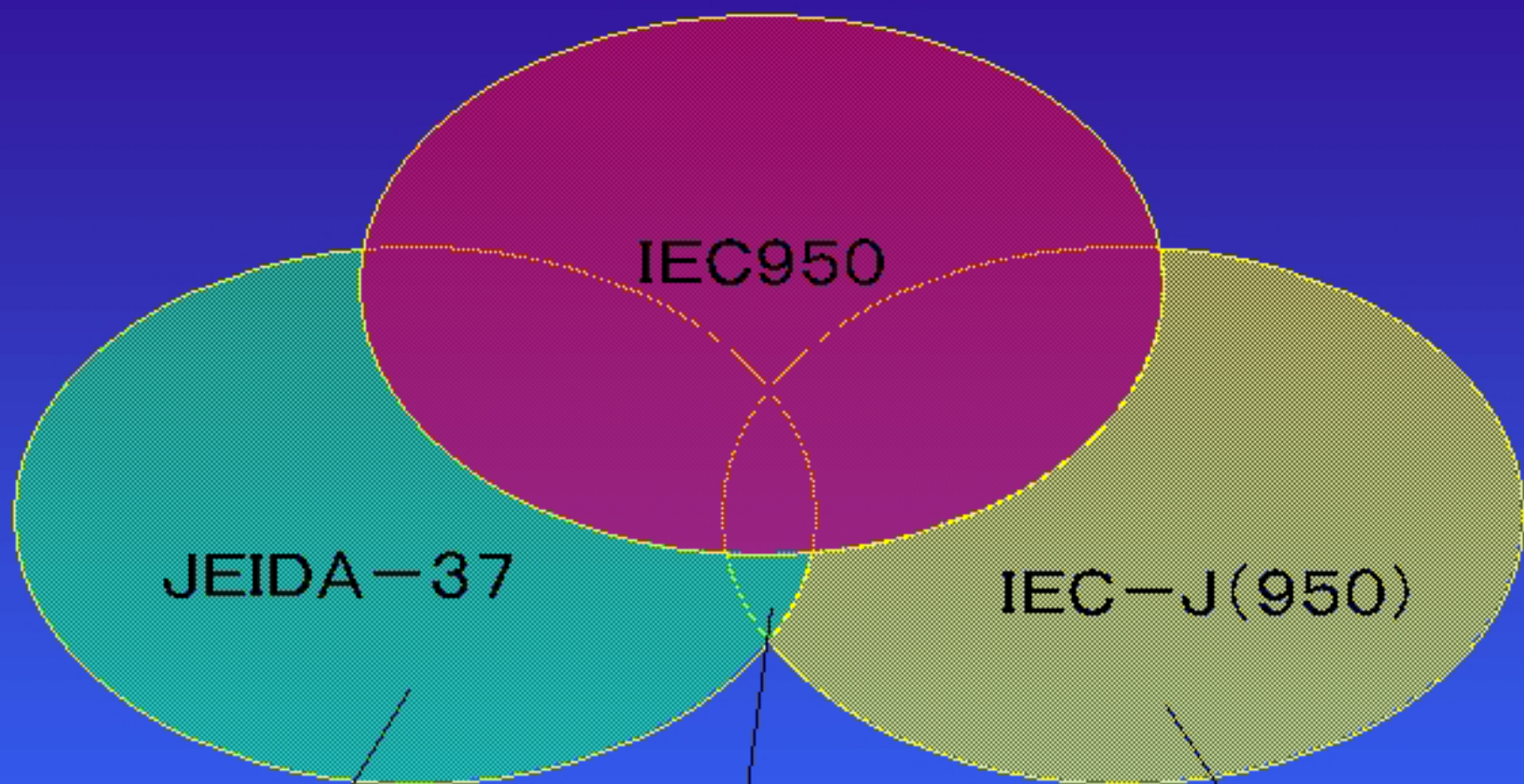


3. JEIDA-37とIEC950 の相違点 (その2)

- ・IEC-J(950)との違い



JEIDA-37
のデビエーション

- ・クラス0I機器を認める
- ・電取認定部品を使用可
- ・クラス0I機器のアース表示義務
- ・レーザーの規制緩和
- ・表10に電取品追加

IEC-J(950)
のデビエーション

-JEIDA-37とIEC-J(950)は何が違うの？-

1. クラス0I機器について
2. 部品について
3. VTM材について
4. 『6章、電気通信網への接続』について
5. その他

-1. クラス0I機器について-

項番	相違点
★ 1.2.4.A (1.2.4.101)	IEC-Jは、クラス0I機器に関する項目が追加された
3.3.8	IEC-Jは、アース端子/アース用口出し線に関する追加要求がある
4.3.9	IEC-Jは、クラス0I機器の構造に関する項目が追加された
★ 5.2.2	クラス0I機器の接地漏洩電流値が異なる
付属書G	クラス0I機器の接地漏洩電流値が異なる

-2. 部品について-



項番	相違点
1.5.1	IEC-Jは、安全性に関与する部品は、IEC若しくは電取法のいずれかに適合した部品のみ使用可としている
1.5.2	同上
3.2.4	IEC-Jは、IEC整合規格を取得した電源コード又、国内内線規定(JEAC-8001)に適合した電源コードの使用を認めている。



-3. VTM材について-

項番	相違点
1.2.13 (1.2.13.X)	IEC-Jは、VTM材の使用を認めている
4.4.1	IEC-Jは、VTM材のクラスを定義している
付属書A.101	IEC-Jは、VTM材の試験方法を定義している

★ -4. 『6章、電気通信網への接続』について-

項番	相違点
1.1.1	IEC-Jは、6章の要求を含んでいる
1.2.8.8 - 1.2.8.11	IEC-Jは、TNV回路のクラス分けを定義している
6章	IEC-Jは、6章の要求を含んでいる
付属書L	IEC-Jは、付属書Lの要求を含んでいる
付属書M	IEC-Jは、付属書Mの要求を含んでいる
付属書S	IEC-Jは、付属書Sの要求を含んでいる

-5. その他について-

項 番	相 違 点
1.7.1	表示及び取扱指示が異なる
2.5.11 (2.5.101)	IEC-Jは、定格電圧150V以上の機器に関する追加要求がある
★ 2.9.2.1	定格電圧300V以下の機器に関する最小空間距離が異なる
★ 2.9.4.4	巻線部品の使用条件が異なる
★ 付属書U	巻線部品の試験方法が異なる

-クラス0I機器の構造について-

1.2.4.A項(1.2.4.101項) 『クラス0I機器』とは？

JEIDA-37の定義:

- 機器全体が、基礎絶縁で覆われている機器。
- アース接続用の備えを有する機器。

(アース端子を有するがアース線のない電源コード

又は、アース極のない電源プラグを使用する機器)

IEC-J(950)の定義:

- 上記JEIDA-37の要求に加え、
- 基礎絶縁が破壊した時、危険電圧が加わる恐れのある導電部は、アース接続されること。

注:クラス0I機器は、二重絶縁又は強化絶縁を施した部分があってもよいし、
又、SELV回路に動作する部分があってもよい。

-クラス0I機器の接地漏洩電流について-

5.2.2項 接地漏洩電流の要求事項

機器の種類	最大漏洩電流 (mA)	
	JEIDA-37*	IEC-J(950)
手持型0I機器	/	0.5
可搬型0I機器	3.5	1.0
据置型0I機器(タイプA)	3.5	1.0
据置型0I機器(タイプB)	/	1.0

* PCの接地漏洩電流は、『パーソナルコンピュータの漏洩電流に関するガイドライン(PC-11-1988:(社)日本電子工業振興協会発行)』を参照下さい。
なお現在、本ガイドラインは廃止されております。

-部品について-

1.5.1項、1.5.2項 部品の要求事項

JEIDA-37の要求:

- ・ 安全性に関与する部品は、IEC, UL, CSA又は電取法のいずれかに適合した部品を使用すること。

IEC-J(950)の要求:

- ・ 安全性に関与する部品は、IEC又は電取法のいずれかに適合した部品を使用すること。

-VTM材について-

IEC-J(950) - 1.2.13.X項、4.4.1項、付属書A.101

IEC-Jは、

- ・ VTM材の使用を認めている。
- ・ VTM材の難燃性グレードを規定している。

VTM-0 > VTM-1 > VTM-2

- ・ VTM材の難燃性試験を規定している。

ISO 9773に適合すること

-『6章、電気通信網への接続』について-

『6章』及びそれに関連する項目

- ・ 本要求項目は、外部団体(通信機器工業会)の範疇であるため、JEIDA-37は『電気通信網への接続』に関する一切の要求項目を削除している。

『付属書L、事務用機器の通常負荷状態』について

- ・ 本要求項目も、外部団体(事務機械工業会)の範疇であるため、JEIDA-37は『付属書L』を削除している。

-最小空間距離について(1/2)-

2.9.2.1項 一次回路の空間距離

- ・ JEIDA-37では、電源電圧が『 $\leq 150V$ 』、『 $> 150V \leq 300V$ 』の場合で空間距離の要求が異なるが、IEC-J(950)は、そのような区別がない。
電源電圧が『 $100V$ 』であっても、IEC950で要求する『 $> 150V \leq 300V$ 』と同等の空間距離を要求している。

-最小空間距離について(2/2)-

2.9.2.1項 一次回路の空間距離

例) 電源電圧: 100V

動作電圧: 150V_{peak}

汚損度 : 2

判定場所: 基礎絶縁、1次回路間

	JEIDA-37	IEC-J950
最小空間距離 (mm)	1.0	2.0

-巻線部品について(1/2)-

2.9.4.4項 挟み込み絶縁無し巻線部品の使用条件

- ・ IEC-Jは、巻線部品に対して、独自の定義で絶縁物を要求している。
(JEIDA-37とは、基礎、付加、強化絶縁を必要とする定義内容が異なる。)

-巻線部品について(2/2)-

付属書U 挟み込み絶縁無し巻線部品の試験方法

項番	JEIDA-37	IEC-J(950)
適応範囲	全ての線材が対象	直径0.2mm-1.00mmの丸型巻線ワイヤが対象 (その他のサイズは、IEC851)
U.2.1 耐電圧	表18の試験電圧又は 3 kVr.m.s.の何れか高い方	表5Bの2倍以上の試験電圧又は 6 kVr.m.s.の何れか高い方
U.3.1 製造中の全長試験	要求無し	3 kVr.m.s.又は、4.2 kVpeakを最小 限度とし、表5Bの適切な電圧で行 うこと
U.3.2 抜取試験	要求無し	IEC851-5に従ってツイストペアサンプルを 試験しなければならない。